

201134013A

厚生労働科学研究費補助金
健康安全・危機管理対策総合研究事業

エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の
実態把握及び身体への影響についての調査研究

(H22-健危-一般-008)

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大原 國章

平成24年(2012)年 3月

目 次

- I. 総括研究報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の
実態把握及び身体への影響についての調査研究
大原 國章

- II. 分担研究報告

 - 1. エステティックにおける衛生管理の実態調査について・・・・・・・・ 9
大原 國章、神沼 英雄、竹田 政宏

 - 2. エステティック施術で使用されている化粧品の安全性・・・・・・・・ 19
及び IPL 脱毛器、RF 美容機器の安全性について
林 伸和

- III. 資料編

 - 1. エステティック営業施設実態調査票及び調査結果・・・・・・・・ 36

 - 2. エステティックサービスに関する危害情報・・・・・・・・ 53

エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の 実態把握及び身体への影響についての調査研究

研究代表者 大原 國章（財団法人日本エステティック研究財団 理事長）

研究要旨

目的

本調査研究は、エステティックにおける身体への健康被害防止に寄与することを目的に、昨年度はフェイシャルスキンケアの施術方法や安全性、危害の現状等について調査した。今年度は、不特定多数が利用することで感染症の可能性があるエステティックの衛生管理の現状を把握するために、実態調査票による現状調査と1都5県のエステティック24店舗を視察して調査した。また実態調査票では施術における皮膚トラブルの実態を明らかにするとともに、施術用化粧品の皮膚安全性試験及び熱傷を起こす可能性のある施術用エステ機器2機種の実態調査を行った。今後はエステティックでの衛生管理が適正に実施されるよう、衛生等の専門家の意見を参考にしながらエステティックの衛生管理マニュアル等の策定及び適正な消毒等が行われるよう施設への普及の方策を検討することに加えて、施術時の化粧品やエステ機器の使用法や安全に施術を行うための施術者教育についても提言する。

方法

沖縄県を除く全国2,200店舗のエステティックに実態調査票（衛生管理の現状を知るための21の質問、化粧品や施術用エステ機器による皮膚トラブルの有無やトラブルへの対処方法を含む質問等）を郵送し、770店舗（回収率35.0%）から回答を得た。またエステティックの衛生管理の現状を把握するために、調査票の回答に加えて保健衛生の専門家を中心に1都5県のエステティック24店舗を視察及びヒアリング調査した。施術用化粧品の試験は、20歳以上49歳未満の日本人健康成人女性21名を被験者に、実態調査票の回答にあった皮膚トラブルを生じたことがあると思われる17試料を含む22試料の48時間閉塞性パッチテストで皮膚への皮膚安全性（刺激指数）を判定した。施術用エステ機器2機種《IPL(Intense Pulsed Light)脱毛器、RF(Radio Frequency)美容機器》の熱傷誘発試験は、寒天（無色、褐色、黒色の3色）及び豚皮（白色、黒色の2色）を検体に使用して施術直後の検体それぞれの表面温度の変化を測定した。高出力、同一部位への反復施術、同一部位への長時間施術、冷却用ジェルの無塗布など通常の使用法を逸脱した使用方法についても検討した。

結果

エステティックの衛生管理実態調査では、衛生管理マニュアルの有無をはじめ、タオルや繰り返し使用する備品類の消毒方法、施術者の手洗い及び消毒の実施など 21 項目の質問に対して、80%以上実施していると回答したのは全体の 28.4%。実施率が 49%以下だった店舗は 14.2%だった。全体として衛生管理の重要性の認識はまだ低い、衛生管理責任者を決めている店舗や衛生管理マニュアルのある店舗では実施率 80%以上がそれぞれ 82.6%、84.6%と高いことから、日常的に衛生管理を実践する事例として衛生管理責任者の存在やマニュアル等の常備は見逃せない点である。かぶれ等の皮膚トラブルの原因と思われる施術用化粧品 17 試料を含む 22 試料の 48 時間閉塞パッチテストの判定の結果は、皮膚刺激指数 15 以上 30 未満で「改善の余地あり」に相当するものが 3 試料あったが、実使用上は皮膚に長時間塗布するものでないことから安全性に問題ないと判断する。その他の 19 品については許容品もしくは刺激性が低く安全な製品であった。施術用 IPL 脱毛器の実験では、表面温度の上昇は軽度であったが、色の濃さや反復照射回数と表面温度の上昇率に相関があることから、施術時には同一部位への反復照射を避け、皮膚の色の濃い場合には出力を下げる等の注意が必要と考えられた。施術用 RF 美容機器では、同一部位への長時間施術や冷却用ジェルの無塗布など、通常と異なる使用方法で表面温度は非常に高くなったことから、特に適正な使用方法の順守が強く求められることが分かった。

結論

エステティックは不特定多数の消費者が利用し感染症の可能性はあるが、調査結果を見る限り全体的に衛生管理の実施状況には不備が見られる。一方で、衛生管理責任者を決めている店舗、衛生管理マニュアルのある店舗では、他の店舗に比べて衛生管理の意識や消毒等の実施率は高い。この結果を踏まえて、実践に適したマニュアルやチェックリスト等の策定と普及のための方策を検討する必要があると考える。また施術に際し、様々な化粧品を用い、エステ機器等を使用して施術を行っている。本年度実施した化粧品のパッチテストやエステ機器 2 機種の実験結果を踏まえて、サロンでは化粧品やエステ機器をどのように使用しているのかを実地検証するとともに、安全に使用するための前提となる必要な情報を事前にどれだけ修得・把握していたかを調査し、安全に施術を行うための施術者教育についての提言が必要と考えた。

研究分担者

林 伸和(国家公務員共済組合連合会
虎の門病院 皮膚科部長)

A. 研究目的

昨年度はエステティックにおける身体への健康被害防止に寄与することを目的に、フェイシャルスキンケア施術の安全性、危害の現状等について調査した。その結果、通常行われているフェイシャルスキンケア施術は、皮膚等に不利益な影響は認められなかったが、独立行政法人国民生活センターより開示・提供を受けた、「エステティックサービスに関する PIO-NET における全国危害危険情報」(期間 2008 年 4 月～2010 年 3 月、全危害相談件数 1,157 件)の資料によれば、施術に使用した化粧品やサロンで購入した化粧品が原因の接触皮膚炎と思われるものや、熱を発する施術用エステ機器[高周波応用機器、RF(ラジオ波)機器、光線応用機器等]による「熱傷」等が報告されていた。

今年度は、不特定多数の消費者が利用するエステティックの衛生管理の現状を実態調査票と視察によるヒアリングで調査した。また、施術による皮膚トラブルの実態を合わせて調査するとともに、施術用化粧品の皮膚安全性試験、及び熱傷を起こす可能性のある施術用エステ機器 2 機種 of 熱傷誘発試験を行った。

これらの調査結果の分析を踏まえ、保健衛生等の専門家の意見を参考にしながらエステティックの衛生管理

マニュアル等の策定及び適正な消毒等が行われるよう施設への普及の方策を検討する。

加えて施術時の化粧品やエステ機器の使用方法や安全に施術を行うための施術者教育について提言することを目的とした。

B. 研究方法

①エステティックの実態調査票(衛生管理の現状及び施術による皮膚トラブルの有無等)の郵送及び回収

- ・沖縄県を除く、一般社団法人日本エステティック協会及び一般社団法人日本エステティック業協会の会員 2,200 店舗のエステティックに実態調査票を郵送し、770 店舗から回答を得た(回収率 35.0%)。
- ・調査項目は、財団法人日本エステティック研究財団発行の「エステティックの衛生基準」に準拠して作成した衛生管理に関する 21 の質問項目、及び施術用化粧品及び施術用エステ機器による皮膚トラブルの有無や、トラブル発生時の対処方法等。

②エステティックの衛生管理実態把握の視察及びヒアリング

- ・視察先施設
1 都 5 県(宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡)の 24 店舗
- ・視察期間
平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 1 月 14 日
- ・視察者及び視察時応対者

研究協力者である保健衛生の専門家を中心に、研究者が訪問に同行し実施した。

・視察及びヒアリングの内容

実態調査票で質問した衛生管理 21 項目に沿って、衛生管理責任者の有無、マニュアルやチェックシートの有無、直接皮膚に触れる使用済みタオルや備品、器具類の分類及び消毒方法、消毒後の保管方法、消毒室の有無、施術室内の手洗い設備の有無や速乾性擦式消毒剤等の配置、使用している消毒剤の名称等々について、店の責任者等からの聞き取り調査を行った。また、衛生管理を適正に実践するに当たり店内で工夫している点などについても聞き取りを行った。

③施術用化粧品の 48 時間閉塞性パッチテストによる皮膚安全性試験

・被験者

20 歳以上 49 歳未満の日本人健康成人女性 21 名(平均年齢 33.0 歳)。

◆倫理面への配慮

パッチテスト試験開始前に、被験者に同意取得のための説明文に基づき説明した上で、試験への参加について「自由意思による同意」を得た。また、「同意書」については被験者が署名し、同意年月日についても記入した。

・パッチテストに使用した試料

回収した実態調査票 770 通の回答

の中から、かぶれ等の皮膚トラブルの原因と思われる化粧品 17 品を含む全 22 品を試料として用いた。

・試験方法

パッチテスト用のユニットを用いて、試験試料を背部皮膚に密封貼布した。貼布 48 時間後に試験試料を除去し、軽く清拭し、除去 30 分後・24 時間後における貼布部位の皮膚反応の判定を行った。

・皮膚反応の判定方法

試験担当の皮膚科専門医が、除去 30 分後・除去 24 時間後の各時点における被験部位の皮膚反応を判定した。

・試験実施施設

株式会社インフォワード恵比寿スキンリサーチセンター

・試験期間

平成 23 年 11 月 8 日～平成 23 年 11 月 11 日

④施術用エステ機器 2 機種(IPL 脱毛器及びRF美容機器)の熱傷誘発試験
熱傷の原因となり得る熱を発する施術用エステ機器を用いて、寒天(無色、褐色、黒色の 3 色)および豚皮(白色、黒色の 2 色)を検体に使用して、通常使用出力で施術直後の検体それぞれの表面温度の変化を、放射温度計、サーモカメラで測定した。また、高出力、同一部位への反復施術、同一部位への長時間施術、冷却用ジェルが無塗布など通常使用方法を逸脱した使用方法についても検討した。

- ・試験に使用した施術用エステ機器の性能及び実験時の照射出力

(1) 施術用 IPL 脱毛機器

(IPL: Intense Pulsed Light)

- 光源：キセノンランプ

- 波長：540nm～1200nm

- 照射条件：

通常使用出力：20 J (ジュール) / c m²、パルス方式：全体時間 46/1000 m s (オンタイム 8/1000 m s × 5、オフタイム 1.5/1000m s × 4)

最大出力：27 J / c m²、パルス方式：全体時間 46/1000 m s (オンタイム 8/1000 m s × 5、オフタイム 1.5/1000m s × 4)

- スポットサイズ：10mm×50mm

- 実験時の照射出力：

「美容ライト脱毛機器適合審査制度」(一般社団法人日本エステティック工業会 美容ライト委員会)で定めた安全基準内の出力 20J と実験機器で可能な最大 27J を用いた。また、重ね打ちによる障害を再現するために、同一部位に 1 ショット、2 ショット、4 ショット、8 ショット反復して照射し、照射部位の表面温度を放射温度計及びサーモカメラで測定した。

(2) 施術用 RF 美容機器

(RF: Radio Frequency)

- 高周波：0・5 MHz

- 方式：バイポーラ式

- 使用出力：80W(最大)、65W(通常)

- 実験時の照射出力：

実験機器の最大出力 80W の高周波を用いた。豚皮(白色)、豚皮(黒色)それぞれジェル剤を塗布した状態と塗布しない状態で、5秒、10秒、30秒、60秒間、同一部位にプローブを当てて RF を照射し、放射温度計及びサーモカメラで表面温度を測定した。

C. 研究結果

① エステティック営業施設実態調査票の回答

回収した 770 通のうち、「化粧品が原因と思われる皮膚トラブルを起こしたことがある」と回答した施設は、全体の 10.1%。そのうち起こした皮膚障害の内容は「かぶれ」が 48.8%で、病院で治療を受けたのは 31.7%だった。残りの 68.3%は、冷やすなどして自然治癒したと回答があった。

また、施術用機器で「やけど」「けが」などのトラブルを起こしたことがあると回答したのは、全体の 4.9%。そのうち、トラブルの内容に「やけど」と回答したのは 33.3%あった。トラブルを生じた後に病院で治療を受けた施設も 33.3%あり、残りの 66.7%は自然に治癒したと回答した。

衛生管理に関する 21 項目の質問には、施設内での衛生管理向上の取り組みとして、「衛生管理責任者を決めている」施設は 50.3%、「マニュアルがある」57.4%の 2 項目は半数を超えたが、定期的に勉強会などを実施している 29.6%、チェックシートがある 27.5%と、全体の 4 分 1 程度しか実施されて

いなかった。

繰り返し使用されるタオル類の消毒は、97.2%の施設で実施していると回答があったが、そのうち33.0%の施設では洗濯だけで、洗濯すること＝消毒と、間違った認識があった。また、使い捨てのタオルを使用している施設は6.8%、リネン業者に委託している施設は9.3%だった。

器具類の消毒では、85.2%が材質に合わせて行っていたが、消毒していない理由として「消毒方法がわからない1.2%」「消毒の必要がない0.9%」「消毒の効果がわからない0.3%」「消毒が面倒0.9%」などがあった。また、施術時に比較的使用頻度の高いスポンジパフや洗顔ブラシ等については、それぞれ87.7%、73.1%の比率で行われていた。

使用済みの備品類と消毒済みのものを区別して保管収納している施設は85.2%あったが、保管場所を1週間に1回以上清掃しているのは66.4%だった。また廃棄物を蓋付きの専用容器に入れて処理している施設は56.5%。体液や血液の付着した使い捨て用品等の専用廃棄容器があると回答したのは半数以下(40.4%)にとどまった。

施術者の手指は石けんでよく洗って速乾性擦式消毒剤等で消毒していると回答した施設は92.3%、施術者の健康状態や手指の傷の有無を毎日確認しているのは75.9%、顔面の施術の際に施術者がマスクを着用している施設は74.4%あった。

②エステティックの衛生管理実態把握の視察及びヒアリング

視察した24店舗における衛生管理に関する質問21項目の実施率、及び施設内で衛生管理向上の取り組みは、実態調査の結果をすべてで上回っていた。

「衛生管理責任者を決めている」店舗は78.3%、「衛生管理マニュアルがある」店舗は69.6%、「チェックリストがある」店舗は60.9%と、衛生管理に取り組む意識は高く、21の質問に対し80%以上実施している店舗は66.7%あった。

タオル類の消毒は、すべての施設で実施(100%)しており、洗濯だけで済ませている施設は1店舗もなかった。

器具類の消毒では、95.7%が材質に合わせて行っており、残り4.3%の施設では器具類を一切使用していなかった。

また、施術用スポンジパフや洗顔ブラシ等の消毒については、95.7%、87.0%の施設で行われていたが、残りの4.2%、12.5%の施設では器具類同様に使用していなかった。

使用済みの備品類と消毒済みのものを区別して保管収納している施設は95.7%、保管場所を1週間に1回以上清掃していたのは83.3%で、定期的に清掃していない施設もあった。廃棄物を蓋付きの専用容器に入れて処理している施設は82.6%。残りの施設の廃棄物専用容器には蓋がなかった。体液や血液の付着した使い捨て用品等の専用廃棄容器があったのは56.5%だ

った。

施術者の手指は石けんでよく洗って速乾性擦式消毒剤等で消毒していると回答した施設は 95.7%と高い比率で実践されていたが、手の洗浄はするものの消毒用エタノール等で手が荒れるので使用頻度は低いという施設もあった。

施術者の健康状態や手指の傷の有無を毎日確認していた施設は 95.7%あり、顔面施術時に施術者がマスクを着用している施設の比率は 100%だった。

④施術用化粧品の 48 時間閉塞性パッチテストによる皮膚安全性試験

実態調査票の回答にあった、皮膚トラブルを起こした原因と思われる施術用化粧品 17 品を含む全 22 品の 48 時間閉塞パッチテストを実施し、皮膚安全性を判定した結果、改良の余地ありとされた 3 試料あった。当該の 3 試料は、実態調査票の回答に皮膚障害の原因として挙げられていた化粧品で、ボディーローション 2 種、顔面パック剤 1 種であった。しかしいずれの化粧品も、通常は塗布後、比較的短時間で拭き取るものであり、48 時間閉塞パッチテストとは使用条件が異なることから、実際の使用には問題がないと判断された。

④施術用エステ機器 2 機種 of 熱傷誘発試験

1) IPL 脱毛器

寒天や豚皮を用いた場合には、20J、27J のいずれで照射しても表面温度は 37℃未満であり、熱傷を起こす程度までの表面温度の上昇はなかったが、色

調の濃さと同一部位への反復照射数 (1、2、4、8 ショット) に比例して表面温度は上昇した。

2) RF 美容機器

豚皮 (白色) と豚皮 (黒色) それぞれにジェル剤を塗布した状態と塗布しない状態で同一部位に 80W の RF 照射をした場合、いずれの条件でも 10 秒までは表面温度は 40℃に満たず、熱傷を起こす可能性は少ないと考えられたが、それ以上の長時間照射では温度の上昇がみられ、ジェルを塗布しない豚皮 (黒色) に 60 秒連続で照射したところ、表面温度は約 80℃まで上昇した。ジェルを塗布しない場合に、より表面温度が高くなる傾向にあり、また豚皮の色の濃さで大きな表面温度の差も確認できた。

D. 考察

不特定多数の消費者が利用し、施術者の手指が直接顧客の肌に触れる施術行為、またタオル等の備品類を繰り返し使用する現状を考えると、常に感染症の危険はある。しかし、エステティックの現状は、そうした危険性に対する認識を含め、衛生管理に対する取り組み意識や認識が低いように思われる。

エステティック利用客に対してだけでなく、施術者自身が感染症等から身を守るためにも、施設内における衛生管理が徹底して実行されるような施策と普及のための取り組み、実践的な衛生管理マニュアル等の策定について検討すべきと考えた。

また、化粧品のパッチテストから、通常使用している化粧品であっても、使用目的や使用方法を守らずに使用すれば、刺激物質によって、接触皮膚炎を生じることがある。

多種多様な施術用化粧品を使用している現在のエステティックでは、施術者に対して常に接触皮膚炎が起こる可能性を示唆し、万が一、皮膚トラブルが生じた場合の適切な対処方法をマニュアル化しておくことも徹底されなければならない。

施術用エステ機器についても同様に、適正に使用しなければ熱傷等の危害を起こす原因になる。

施術用エステ機器2機種の実験では、冷却用のジェル等を塗布した上で、通常の出力で適正に使用すれば、熱傷を起こす可能性は低かったが、エステ機器を適正に使用し、危害を未然に防ぐためにも、施術者への事前教育と危険性があるとの注意喚起が必要と考えた。

E. 結論

エステティックは不特定多数の消費者が利用し感染症の可能性があるにもかかわらず、全体として衛生管理の実施状況には不備が見られる。一方で、衛生管理責任者を決めている店舗、衛生管理マニュアルのある店舗では、他の店舗に比べて衛生管理の意識や消毒等の実施率は高く、これらの調査結果を参考に、実践に適したマニュアルやチェックリスト等の策定と普及のための方策を検討する必要があると考える。

またエステティックで使用する化粧品やエステ機器に関して、施術者はどれだけ教育訓練を受け、知識を持っているのか調査が必要である。同時に販売事業者に対しても、使用時に危害が生ずる可能性を示唆した注意喚起などを行っているのか、危害が生じた場合の対処をどのように徹底しているかなどについて実態を把握したい。

これらの調査結果を踏まえて、衛生管理を含めた施術者の教育、販売事業者の危害防止に向けた取り組み、注意喚起の在り方について提言する。

F. 健康危害情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表なし
2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

エステティックにおける衛生管理の実態について

研究分担者 大原 國章（財団法人日本エステティック研究財団 理事長）
研究協力者 神沼 英雄（元 東京都保健所衛生課 課長補佐）
研究協力者 竹田 政宏（学校法人国際文化学園国際文化理容美容専門学校
渋谷校 教務部美容科科长）

研究要旨

目的

エステティックの施術者は手指を使って直接顧客の皮膚に触れたり、器具や備品類を繰り返し使用しているが、感染症等の危害予防につながる衛生管理に対する意識の希薄さや、教育機関で修得した衛生に関する知識が現場で活かされていないことなどが昨年度の調査研究で判明した。今年度は、衛生管理の実態をさらに具体的に把握するためにエステティック 770 店舗から回答のあった実態調査票の調査結果、さらには 1 都 5 県のエステティック 24 店舗の視察で得たデータを解析し、衛生管理の教育方法や衛生管理マニュアル、チェックリスト等の策定、エステティックへの普及の方策の検討を目的とした。

方法

沖縄県を除く、全国 2,200 のエステティック店舗に実態調査票を郵送し、770 店舗から回答を得た（回収率 35.0%）。実態調査票には、日常の衛生管理の取り組みを知るための質問をはじめ、繰り返し使用する器具や備品類の消毒方法など、財団法人日本エステティック研究財団発行の「エステティックの衛生基準」に準拠して作成した衛生管理に関する 21 項目の質問を盛り込んだ。また、保健衛生の専門家を中心に 1 都 5 県（宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡）のエステティック 24 店舗を視察し、ヒアリング調査を行った。

結果

実態調査票の結果では、衛生管理に関する 21 項目の質問に対して、80%以上実施していると回答したのは全体の 28.4%（うち 100%実施している施設は 4.9%）。質問項目の実施率が 49%以下だった施設は 14.2%あった。衛生管理を適正に行うための取り組みとして、衛生管理責任者を決めているのは 50.3%、衛生管理の講習会等を行っていたのは 29.6%、衛生管理マニュアルがある施設は 57.4%、チェックシートがある施設は 27.5%だったが、21 項目の実施率が 80%

以上の店舗 28.4%のうち「衛生管理責任者を決めている店舗」は 82.6%、衛生管理マニュアルのある店舗」は 84.8%と、衛生管理責任者の存在や作業行動等を示した衛生管理マニュアルを作成することで、衛生管理に取り組む意識は向上し、日常的に実践する行動の習慣化ができると考えた。衛生管理を実践するための責任者を決め、適正に衛生管理が実践されるためのマニュアル、チェックシートなどを整備することで、個々の意識が高まり、感染症等の危害予防の向上につながるものと考えた。

結論

すべてのエステティック施設において感染症等の危害予防のために、衛生管理の重要性を認識し、消毒等を適正に実践することが望ましい。多忙等を理由に疎かにされるケースはあるが、衛生管理責任者を決めている店舗や衛生管理マニュアルのある店舗では、衛生的に作業を進めることが日常化、習慣化していることもあり、衛生管理責任者を置くことも含め、どんな状況でも適正に衛生管理が実行できる仕組みの構築が必要である。

次年度は、エステティックで生じる消費者への身体危害を防止するために、保健衛生等の専門家やエステティック店舗の衛生管理責任者等の意見を参考に、実践しやすい仕組み、施術現場に即した衛生管理の教育方法や衛生管理マニュアル、チェックリスト等の策定、施設への普及の方策について検討し、提言する。

A. 研究目的

不特定多数の顧客が利用し、様々な手法や施術用機器を用いて施術を行っているエステティックでは、常に施術者や顧客を介して感染症等に感染する可能性がある。

昨年度の調査研究結果では、エステティック業界で実施している技術者資格の取得時に、必ず衛生管理に関する一定の教育はなされていても、施設内では必ずしも適正に実践されていなかった。

また、「使用済みの器具や備品類の消毒が不十分」、「施術者の手指の洗浄・消毒が不十分」、「化粧品取り扱いが不衛生」といった事例や、「皮膚

トラブル等を生じた場合の対処方法ができていない」、「衛生管理を適正に実践するためのマニュアルやチェックシートが整備されていない」、「定期的に衛生に関する教育や講習を受けたり、情報収集する場がない」などの問題点も報告された。

今年度は、エステティックにおける衛生管理の実態をより具体的に把握するために、沖縄県を除く全国 2,200 のエステティック店舗に実態調査票を郵送し回答を求めた(770 店舗から回答を回収)。合わせて 1 都 5 県 24 店舗の視察及びヒアリングで得たデータを解析し、衛生管理の教育方法や衛生管理マニュアル、チェックリスト等

の策定、施設への普及の方策の検討を目的とした。

B. 研究方法

①エステティック営業施設における実態調査票の郵送及び回収

1) 実態調査票郵送先

沖縄県を除く、一般社団法人日本エステティック協会及び一般社団法人日本エステティック業協会の会員を対象に、全国 2,200 のエステティック店舗に調査票を郵送。770 店舗から回収(回収率 35.0%)。

2) 実態調査票調査項目 (詳細は P36～エステティック営業施設における実態調査票参照)

①施設の概要

- ・店舗数、営業形態、エステティシャン数、利用客の男女比、女性客及び男性客の年代別利用比率。

②フェイシャルスキンケアメニューに関する質問

- ・フェイシャルスキンケアを受ける顧客の比率、メニュー数、顧客の来店目的。

③フェイシャルエステティックに使用する施術用化粧品に関する質問

- ・化粧品の種類、使用方法、精油(エッセンシャルオイル)の使用状況、化粧品による皮膚トラブルの発生状況及び対処方法。

④フェイシャルエステティックで使用する施術用エステ機器に関する質問

- ・使用機器名、機種数、使用目的、

施術用エステ機器による皮膚トラブル等の発生状況及び対処方法。

⑤衛生管理に関する質問 21 項目 (財団法人日本エステティック研究財団発行の「エステティックの衛生基準」に準拠して作成)

- ・施設内での衛生管理を徹底するための取り組み(衛生管理責任者の有無、衛生管理講習会等の実施、衛生管理マニュアル及びチェックシートの有無)。

- ・顧客の皮膚に直接接触れる施術用備品、器具等の消毒について(タオルの消毒、ベッド及びヘッドレストの消毒、機器等の消毒、スポンジ及び洗顔ブラシ等の消毒)

- ・備品及び器具等の保管、廃棄物の管理、施設内の清掃(使用済み備品類と未使用品の保管状況、血液等の付着したものの処理方法、保管場所の清掃及び消毒、トイレ等の清掃及び殺虫消毒)

- ・施術用化粧品の取り扱い(開封日の管理、化粧品の取り扱い及び使用方法)

- ・施術者の衛生(手指の洗浄及び消毒、毎日の健康状態のチェック、健康診断の受診)

3) 1 都 5 県 24(宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡)エステティック店舗の視察及びヒアリング調査

①視察先エステティック店舗(視察順)

- ・トータルリラクゼーションサロン プルミエエトワール(東京都

- 港区南青山)
- ・サヴォワール 代官山(東京都渋谷区恵比寿西)
- ・エステ プロデュース(神奈川県横浜市元町)
- ・スリムビューティハウス銀座店(東京都中央区銀座)
- ・ミスパリ新宿本店(東京都新宿区西新宿)
- ・ダンディハウス新宿本店(東京都新宿区西新宿)
- ・SPA ゲストハウス新宿(東京都新宿区西新宿)
- ・エステティック スナバ(東京都新宿区新宿)
- ・ハツコエンドウ エステティック銀座店(東京都中央区銀座)
- ・エステティックサロン ラピスクーナ(東京都渋谷区恵比寿南)
- ・エステオ田園調布店(東京都大田区田園調布)
- ・ヴァン ベール渋谷店(東京都渋谷区宇田川町)
- ・ラ フラーム(東京都港区北青山)
- ・ヒーリングスペース ライフェス(東京都港区白金台)
- ・ラ セーヌ志木店(埼玉県志木市本町)
- ・たかの友梨ビューティークリニック浅草店(東京都台東区雷門)
- ・アップルマインド船橋店(千葉県船橋市本町)
- ・アップルマインド本八幡店(千葉県市川市南八幡)
- ・エステイン パリンドパリ(宮城県仙台市若林区)

- ・アンシャンテ(宮城県仙台市太白区)
- ・トリートメントサロン ミイック(静岡県静岡市清水区)
- ・サロンド ルネ(静岡県静岡市葵区)
- ・エルセーヌ青山店(東京都港区南青山)
- ・セナング代官山(東京都渋谷区猿樂町)

②視察期間

平成23年10月20日～平成24年1月14日

③視察者及び視察時対応者

研究協力者である保健衛生の専門家を中心に、研究者が同行し視察先を訪問した。視察先では、経営者及び衛生管理責任者、社内教育担当者がヒアリング等に対応した。

④視察及びヒアリングの内容

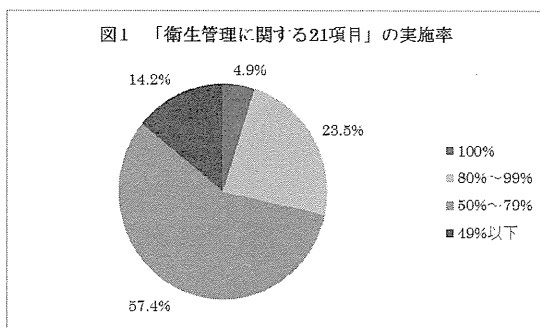
実態調査票で質問した衛生管理21項目に沿って、衛生管理責任者有無、マニュアルやチェックシートの有無、直接皮膚に触れる使用済みタオルや備品、器具類の分類及び消毒方法、消毒後の保管方法、消毒室の有無、施術室内の手洗い設備の有無や速乾性擦式消毒剤等の配置、使用している消毒剤の名称等々について、施設内の視察と聞き取り調査を行った。また衛生管理を適正に実践するに当たり、施設内で工夫している点などについても聞き取りを行った。

C. 研究結果

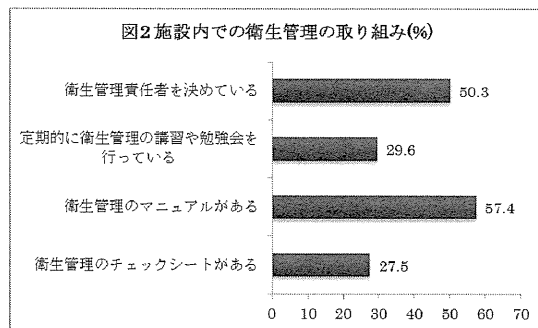
① 実態調査票の回答結果によるエステティック営業施設の衛生管理の状況

1) 施設内での衛生管理を徹底するための取り組み

実態調査票の衛生管理に関する21項目の質問に対して、100%実践していると回答した店舗は全体の4.9%。80%~99%実施していたのは23.5%、50%~79%が57.4%、49%以下は14.2%だった。(図1)

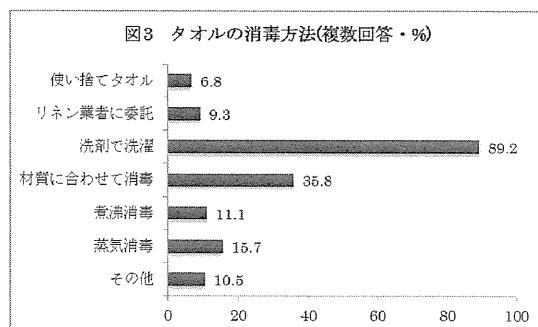


施設内で衛生管理向上の取り組みとして、衛生管理責任者を決めている店舗は50.3%、マニュアルがある57.4%は半数を超えたが、定期的に勉強会などを実施している29.6%、チェックシートがある27.5%は全体の4分1程度しか実施されていなかった。(図2)



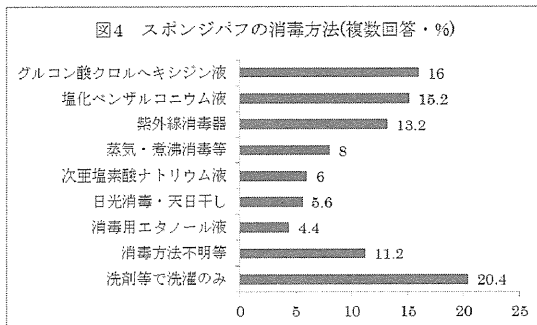
2) 顧客の皮膚に直接触れる施術用備品、器具等の消毒

繰り返し使用されるタオル類の消毒は、97.2%の店舗で実施していると回答があったが、そのうち33.0%は洗濯だけで、洗濯すること＝消毒との間違った認識があった。また、使い捨てのタオルを使用している店舗は6.8%、リネン業者に委託している店舗は9.3%だった。(図3)



器具類の消毒では、85.2%が材質に合わせて行っていたが、消毒していない理由として「消毒方法がわからない1.2%」「消毒の必要がない0.9%」「消毒の効果がわからない0.3%」「消毒が面倒0.9%」などがあつた。また、施術時に比較的使用頻度の高いスポンジパフ

や洗顔ブラシ等については、それぞれ87.7%、73.1%の比率で行われていた。具体的なスポンジパフの消毒方法は図4。



3) 備品及び器具等の保管、廃棄物の管理、施設内の清掃

使用済みのもと消毒済みのものを区別して保管収納している店舗は85.2%あったが、保管場所を1週間に1回以上清掃していたのは66.4%だった。廃棄物を蓋付きの専用容器に入れて処理している施設は56.5%。体液や血液の付着した使い捨て用品等の専用廃棄容器があると回答したのは半数以下(40.4%)にとどまった。

4) 施術用化粧品の取り扱い

化粧品の開封日を管理している施設は72.2%、化粧品の小分けには清潔なスパチュラを使用しているのは90.7%あった。

5) 施術者の衛生

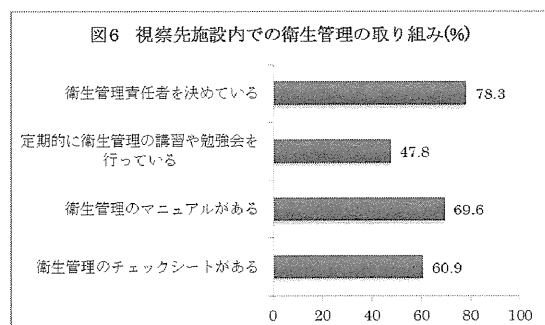
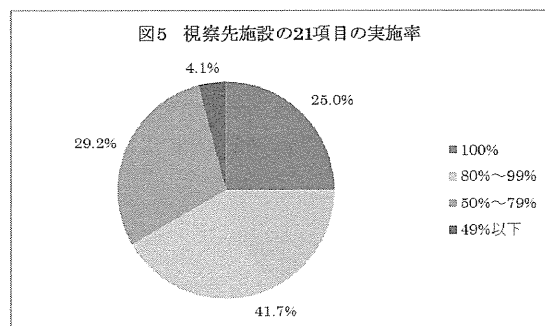
施術者の手指は石けんでよく洗って速乾性擦式消毒剤等で消毒していると回答した施設は92.3%、施術者の健康状態や手指の傷の有無を毎日確認しているのは

75.9%、顔面の施術の際に施術者がマスクを着用していたのは74.4%だった。

②視察した1都5県24エステティック店舗の衛生管理状況

1) 施設内での衛生管理を徹底するための取り組み

視察した24店舗における衛生管理に関する質問21項目の実施率、及び施設内で衛生管理向上の取り組みは、実態調査の結果をすべてで上回っていた。(図5、6参照)



2) 顧客の皮膚に直接触れる施術用備品、器具等の消毒

タオル類の消毒は、すべての店舗で実施(100%)しており、洗濯だけで済ませている店舗はなかった。使い捨てのタオルを使用している施設は無かったが、リネン業者に

委託している店舗は 43.5%と実態調査票の回答に比べて多く、清潔な状態を維持するために使用時に顧客の前で包装用ビニールから取り出して使用しているという。器具類の消毒では、使用している店舗のすべてで材質に合わせて行っていた。器具類を一切使用していない店舗は 4.3%あった。

また、施術用スポンジパフや洗顔ブラシ等の消毒についても、同様に実施されていた。器具類同様に使用していない店舗は、それぞれ 4.3%、13.0%あった。

3) 備品及び器具等の保管、廃棄物の管理、施設内の清掃

使用済みのもと消毒済みのものを区別して保管収納しているのは 95.7%、保管場所を 1 週間に 1 回以上清掃していたのは 82.6%。廃棄物を蓋付きの専用容器に入れて処理していたのは 82.6%で、残りの店舗の廃棄物専用容器には蓋がなかった。体液や血液の付着した使い捨て用品等の専用廃棄容器があったのは 56.5%。

4) 施術用化粧品の取り扱い

化粧品の開封日を管理していた施設は 82.6%。化粧品を小分けするときには、すべての店舗で清潔なスパチュラを使用していた(実施率 100%)。

5) 施術者の衛生

施術者の手指は石けんでよく洗って速乾性擦式消毒剤等で消毒していると回答した施設は 95.7%と高

い比率で実践されていたが、手の洗浄はするものの消毒用エタノール等で手が荒れるので使用頻度は低いという店舗もあった。

施術者の健康状態や手指の傷の有無を毎日確認していたのは 95.7%あり、すべての店舗で顔面施術時には施術者がマスクを着用していた。

③ 視察した保健衛生の専門家からの指摘

1) 外から細菌やウイルス等を持ち込まない

施術者は入店する際に手指の洗浄や消毒は実行されているが、うがいなども励行してほしい。また、顧客にも来店時には手指の洗浄、消毒に協力してもらえよう、工夫と努力が望まれる。

2) 施設内の換気を充分に行う

マンション等で営業している店舗では、十分な換気がされていないケースが多かった。店内にはスチームを使用する施術用器具等があるため、湿度の面からも充分換気には注意する必要がある。

3) 適切な消毒処理を施し、使用する道具や施設内の安全を保つ

器具類は洗浄後、エタノール消毒をした後に保管管理している店舗が多くみられたが、スポンジ類の消毒への意識には差があった。

4) 消毒済みの備品類を安全な状態で保管する

タオル等の備品類は扉付きの棚の中に空気に直接触れないような保

管が望ましいが、扉のない棚にむき出しの状態では保管されている店舗もあった。さらに施術室内にむき出しのまま準備されている状況もあり、湿気等に触れる可能性が高いため、改善する必要がある。

D. 考察

昨年度の調査で分かったエステティックの衛生管理の実態「使用済みの器具や備品類の消毒が不十分」、「衛生管理を適正に行うためのマニュアル等が整備されていない」などを踏まえ、今年度はエステティックの衛生管理の実施状況を調査した結果、昨年と同様に、「消毒の不備」や「衛生管理に取り組む意識や姿勢」に問題があると考えた。

衛生管理を実践する取り組み姿勢を判断する質問として、「衛生管理責任者を決めている店舗」は調査票で50.3%、「衛生管理のマニュアルがある店舗」は同57.4%、「衛生管理のチェックシートがある店舗」は同27.5%だった。また衛生管理の現状を把握する21の質問に、80%以上の比率で実施していた店舗はわずか28.4%しかなく、積極的に取り組んでいるとはいえない現状があった。

一方で、衛生管理責任者を決めている店舗、あるいは衛生管理マニュアルがある店舗は、21の質問に対して80%以上実施していた比率は、それぞれ82.6%、84.6%と高い数値が示された。

施設内に衛生管理を司る責任者を置き、個々の従事者が何をどのように

すべきかを記した衛生管理マニュアルを常備することで、施術者の行動意識を高め習慣的に日々の衛生管理を実践できると考えた。

店舗として衛生管理の必要性や重要性を明確にする取り組みが行われていない現状は、衛生に関する一定の教育を受けた施術者であっても「消毒の必要性や消毒による効果を理解していない」、「洗剤で洗濯＝消毒と間違えた認識」といった衛生管理に対する認識が希薄になっている一つ大きな要因であると思われる。

衛生管理を実践するための責任者を決め、適正に衛生管理を実践するためのマニュアル、チェックシートなどを整備することで、従事者個々の意識が高まり、感染症等の危害予防の向上につながるものと考えられる。

E. 結論

エステティックには、不特定多数の顧客が来店し、施術者の手指をはじめ、顧客の皮膚に直接触れる器具や備品類等を繰り返し使用して施術が行われている。こうした現状では、常に感染症等による危害が起こる可能性がある。

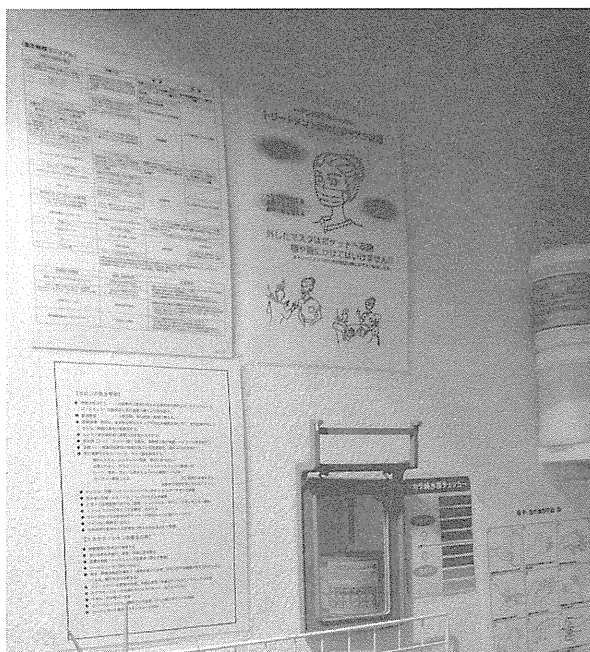
感染症等による危害予防の観点から、すべてのエステティックで衛生管理の重要性を認識し、消毒等を適正に実践しなければならない。

多忙を理由に疎かにされる傾向があるが、衛生管理に取り組む意識や実践することを習慣化するには、調査結果が記すように衛生管理責任者を決

めたり衛生管理マニュアルを常備するなど、どんな状況でも日常的に実行できる仕組みの構築が必要である。

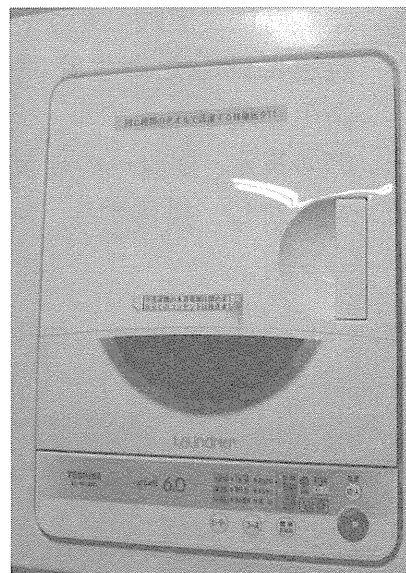
次年度は、エステティックで生じる消費者への身体危害を防止するために、保健衛生等の専門家やエステティック店舗の衛生管理責任者等の意見を参考に、実践しやすい仕組み、施術現場に即した衛生管理の教育方法や衛生管理マニュアル、チェックリスト等の策定、施設への普及の方策について検討し、提言する。

視察先店舗の衛生管理状況

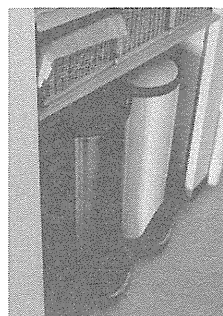
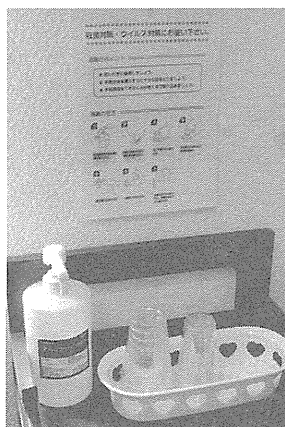


←従業員用手洗い場には目につくように「衛生管理マニュアル」、「マスク着用を奨励するポスター」、「手指の洗浄手順」等が貼られている。

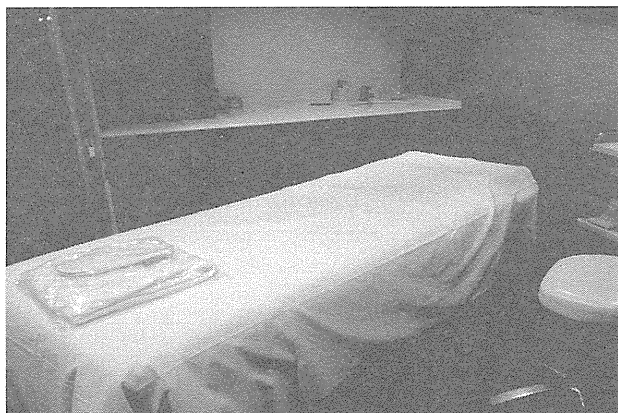
→使用済みタオルは使用目的ごとに分別して洗濯するようにシールを貼って徹底を促す。



↑→入店時の顧客に手指消毒の協力を促した案内と消毒液。



↑使用済みの廃棄物等を入れる蓋付きの専用容器を設置している店舗は約半数。



↑リネン業者を利用しているこの店舗では、一客毎にビニールに入ったガウンを用意している。

→視察先で店舗の管理責任者から説明を受ける。

